

保育施設利用に関する確認票

※下記の確認事項をよくお読みのうえ、確認欄にチェックしてください。

		確認欄
1	申込内容が事実と異なる場合、入所内定や決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
2	申込内容について、電話や訪問等により事業所等に確認することがあります。	<input type="checkbox"/>
3	保護者が就労により保育施設を利用する場合、月64時間（おおむね1日4時間以上・週4日以上）の就労が必要です。 要件に該当しなくなった場合は、退所になります。	<input type="checkbox"/>
4	保護者が求職により保育施設を利用する場合、入所後2カ月以内に就労し、稼働証明書が提出できない場合は、退所になります。	<input type="checkbox"/>
5	保護者が出産により保育施設を利用する場合、出産予定日の6週前の日の属する月の初日から出産後8週後の日の属する月の末日までになりますので、入所期間終了後は、退所になります。	<input type="checkbox"/>
6	保護者が就労等で保育施設を新規に申込みする場合、入所する月において保護者が産前産後期間の場合は、原則として、産前産後期間終了後は、退所になります。	<input type="checkbox"/>
7	希望する保育施設は複数申込みすることができます。1園のみの希望の方が入りやすいということはありません。	<input type="checkbox"/>
8	アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず必ず申請の際に、申請書類の「児童の状況」に記入してください。必要に応じて医療機関から発行されるアレルギー疾患生活管理指導表等を提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
9	手帳の有無、その他発達訓練、健康上や発達上その他気になることがある場合は、その程度にかかわらず必ず申請の際に、申請書類の「児童の状況」に記入してください。必要に応じて医師・専門機関の診断書等を改めて提出していただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	長期欠席等の理由により、退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
11	保育時間は、保護者の就労実態等に応じ、必要な範囲での利用時間になります。	<input type="checkbox"/>
12	認定こども園の見学・重要事項の確認は、必ずしてください。	<input type="checkbox"/>
13	利用者負担額は、父母の税額を合算のうえ、算定します。また、父母の収入が120万円に達していない場合には、同居している祖父母の税額を合算し、利用者負担額を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
14	利用者負担額に算定に必要な税資料の提出がない場合や税の申告がなされていないため、税額の確認ができない場合は、境町基準の上限額（最高額）となります。	<input type="checkbox"/>
15	税額が変更になった場合、年度内の申出に限り、さかのぼり変更となります。修正申告等により税額が変更になった場合は、子ども未来課にて利用者負担額の見直しを行いますので、変更後の税額がわかる書類をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
16	【私立保育所のみ】利用者負担額が滞納となった場合、督促状が交付されるほか、町職員が自宅訪問や電話により催告を行います。それでもなお納付がない場合は、児童手当から差し引いたり、財産の差押えを行うことがあります。	<input type="checkbox"/>

利用申請にあたり、本確認票の記載事項について、了承し同意します。

令和____年____月____日 保護者名 _____

印 _____